＜ファイル名＝放射線被曝の争点_要約コメント 20220421B＞
福岡核問題研究会 202200326（岡本良治担当分）
下線、赤文字など色文字は評者が付加、←または→{ }は評者のコメント

渡辺悦司、遠藤順子、山田耕作「放射線被曝の争点」（緑風出版、2016 年）

第 3 章 福島原発事故の健康被害とその否定論
—児玉一八、清水修司、野口邦和著「放射線被曝の理科・社会」の問題点
第 2 節「『福島は住めない』のか」と避難の必要性の否定について

福島県民は、政府と県当局による避難先の住宅の援助などの打ち切りが迫るなかで、年間 20mSv（正確には空間線量 33mSv）の被曝線量まで容認して帰還し居住することを半ば（すなわち経済的および社会的圧力により）強制されている。子供や妊婦まで帰還して住むことが促されている。

（中略）

他方、チェルノブイリでは年間 1mSv を超えると国の援助の下で避難する権利が認められている。年間 5mSV 以上の汚染地は国が避難させる義務を負う（表 7 チェルノブイリと日本における非難基準の比較を参照のこと。）

本来、政府は、最低でもチェルノブイリと同じ基準で住民の避難を組織すべきであり、数十万から数百万人規模の大規模な避難になろうと、避難の経済的保障を含めて生活の保障を行ない住民を避難させるべきなのである。

（中略）

ところが、野口氏達は「少し高い空間線量の場所があるが」、大部分は「十分に安全に安心して住める地域です」（88 ページ）という。この誤った見解は、放出放射性物質の量を政府発表に従って一桁小さくし、さらに独自に四桁引き下げた我流の事故評価に基づいている（後述）。

その上、放射線被曝被害リスクの根本的な軽視・無知がある。そして「被曝被害の心配から避難をすべき」とする荒木田氏や雁屋氏の意見を、「風評被害を与え、住民の不安を煽る」と非難する。

これは科学的な誤りのみならず、人権を無視する非人道的な意見である。

1「美味しんぼ問題が浮き彫りにしたもの」—「福島県民の被曝線量では、被曝が原因の鼻血はでない」という主張について

『理科・社会』58 ページ「被曝によって鼻血が出るという事は明確に否定できます」。

（中略）

これはすでに雁屋氏によって正しい反論がなされている。雁屋哲著「美味しんぼ『鼻血問題』の答える」を参照していただきたい。

（中略）

例えば 2012 年 11 月、岡山大学、熊本学園大学、広島大学の合同プロジェクト班が疫学調査を行ない、2013 年 9 月 6 日に報告書を発表した。報告書によれば、この福島県における放射線と鼻血についてのオッズ比は 3 を超えている。

→{オッズ比とは統計学の用語で、二つの物事に対して一以上のオッズ比を示すと、その二つの

関連性は高いとされます。}

疫学結果を過去の高線量被曝の経験で否定する事はできない。過去の事実に合致しない事実とすれば、別の機構を考慮するのが科学的態度であり、『理科・社会』のように、新しい事実を古い理論で否定するのは本末転倒である。
『理科・社会』」65 ページ
この数字は、菊池誠氏の計算を用いている。しかし、被曝の影響が問題なのは生体としての反応であり、全身で被曝するとして評価した 0.007μSv/時は局所的集中的被曝を過小評価している。ICRP に基づく田崎氏、菊池氏、野口氏はガンマ線とベータ線を区別せず、全身が均一に被曝するとして計算している。
→{田崎晴明著「やっかいな放射線と向き合って暮らしていくための基礎知識」朝日出版、2012 年。

菊池誠氏のブログ記事、検索できなかった。20220122【被ばく学習会】・菊池誠氏登場で白熱議論・黒川眞一「統計学から見るとこんなにおかしい　甲状腺がん『過剰診断』論」https://www.youtube.com/watch?v=FoZFP8OGbc4 に関連した議論あり。}

ベータ線の局所的な被曝(ベータ線は数 mm の距離でエネルギーを失う)では 50kg は関係ないはずであるが、彼らは体重で割っている。内部被曝の危険性についての本質的な論点が理解できていないのである。雁屋氏が、西尾正道氏などの微粒子によるベータ線によるイオン化作用に基づく説明を用いるのは、正しく当然である。これは前述の問題で「ガンマ線もベータ線も電子を励起するから同じ」という誤解に基づいている。先に述べたようにガンマ線は全身や外部に拡がるので被曝の集中度が異なる。このように『理科・社会』全体が誤りの積み重ねとなっている。

『理科・社会』64 ページ;
「『美味しんぼ』23 回に登場する『専門家』もそうですが、放射線被曝で鼻血が出るメカニズムを無理矢理考え出そうとする人々がいるようです。しかし、そこには被曝線量が全く見積もられていません。被曝量がどのくらいかを度外視して、放射線被曝の健康影響を論ずることはできません。」

いくら線量といってもガンマ線とベータ線は区別しなければメカニズムが議論できないのは当然である。
（中略）
ここでの鼻血の問題では、体全体のガンマ線の線量が Sv で示されても無意味で、鼻腔粘膜が受けるベータ線の局所的な強さが必要なのである。元々、内部被曝を、人体や各臓器を一様な物体(ファントムという)で置き換えた ICRP の実効線量 Sv で評価するのは、正しくないのである。

『理科・社会』46 ページの注記で著者たちは、「」2 ミクロンぐらいのセシウムボール」は「大部分が鼻腔粘膜にはほとんど付着することなく」したがって「鼻血が起ることはないと断定している。しかし、「鼻孔粘膜にはほとんど付着しない」という点は事実と異なる。
（中略）

重要なことは、ナノ粒子の鼻腔も含む呼吸器系各部位への総沈着率が、ミクロンレベルの粒子の総沈着率よりもさらに高くなることである。
（中略）
数ナノの微粒子は体内のあらゆる関門を通り抜けて脳内にも胎児にも侵入するため、危険性は桁違いに大きいと考えるべきである（本書第 1 章第 2 節(3)～(6)参照のこと）。

2「『分かっていること』と『分かっていないこと』という論議の本質—「確率的影響」全体を否定すること
『理科・社会』8 ページ；
「高線量の放射線被曝が急性障害を引き起こすケースにあっては議論の生じる余地はほとんどありません。しかし、低線量被曝の影響となると・・・なかなか見解の一致を見ることができません。（中略）。ジャーナリズムで『分かっていない』という言葉が好んで使われる理由は、ひとつにはそう言っておけば何の責任も生じないからでしょう。もうひとつの理由は『分かってない以上、リスクを大きく見込んで対処するのが正しい』という主張が、そこに成立するからだと思います」。
『理科・社会』69－70 ページ；
「まだ分かっていなくて論争が続いているのは、低線量領域での確率的影響についてです。・・・すでに分かっていることまで無視して、『分かっていない』と片付けるのは、科学の冒涜であり、福島原発事故の被災者の不安を煽るものでしかありません」。

（『理科・社会』の）著者たちがマスコミ批判として展開する「『分かっていること』と『分かっていないこと』という論議（8～9 ページ、69－70 ページ）は、その本質において、ICRP や米国科学アカデミー「電離放射線の生物学的影響に関する委員会」(BEIR)などにより不十分で歪められた形ではあれ
国際的には確立されている、低線量による確率的ながん発症の考え方全体を否定するためのトリックであるといわざるをえない。
今まで低線量被曝の結果としてのがんの発症は「確率的影響」とされ、「X（ミリ）シーベルトの被曝により 10 万人あたりのがん死亡数あるいは発症数が Y 人 だけ増大する」という考え方が広く行われてきた（放医研前掲書「低線量放射線と健康影響」162 ページ参照）。
（中略）
（『理科・社会』の）著者たちにとって都合の悪いこの定式に対して、（『理科・社会』の）著者たちは、まず、ジャーナリズムの一般的議論として「低線量被曝の影響は『分かっていない』」と決めつける。だが、これはICRP やBEIR ではっきり認められ「分かっている」とされている「低線量被曝の確率的影響」を全否定するための第一歩である。『理科・社会』では、次には「分かっていない」という言葉は「ない」の部分だけが展開されて「影響はない」の意味に解釈され、いつの間にかこの確率的影響自体が「存在しない」ことにされる。最後には国際的に認められ確立されている「予防原則」自体が否定される。

『理科・社会』69 ページ；
「（中略）低線量領域でのヒトのデータがないことなどから、低線量領域での線量—効果関

係が比例しているのか否か、しきい値があるか否かについては、科学的な決着はついていません。」

→{しかし、以下引用の新聞記事および原論文によれば、欧米の原子力施設で働いた約30万人を対象にした調査で、100ミリシーベルト未満の被曝でも、線量に応じて、がんで死亡するリスクも高まるとする分析結果が英医学誌ブリティッシュ・メディカル・ジャーナル（BMJ）に発表された。

1944年～2005年に英米仏の原発などで働いた約30万人（大腸の平均被曝量約20ミリシーベルト相当）のうち、白血病以外のがんで死亡した約1万9千人について欧米の研究チームが被曝量との関係を調べた。すると被曝量が1ミリシーベルト増えるとがんで死亡するリスクが0.048％高まるとの結果が出た。

「低線量でもがん死リスク増　被曝100ミリシーベルト未満　欧米で30万人調査」朝日新聞 2015年10月23日。

David B Richardson et al, Risk of cancer from occupational exposure to ionising radiation: retrospective cohort study of workers in France, the United Kingdom, and the United States (INWORKS),

BMJ 2015; 351 doi: https://doi.org/10.1136/bmj.h5359}

もちろん、低線量被曝における ICRP 式の確率論には、放射性微粒子として体内に取り込まれた場合の危険性が考慮されていないなど、一面性と狭隘化が含まれているのは確かであり、批判的に検討する必要がある。

（中略）

この意味で、（『理科・社会』の）著者たちの見解はICRP 以下であり、ICRP よりもさらに非科学的であるというほかない。

（中略）

放医研の前掲書「低線量放射線と健康影響」は、放射線被曝とがんとの関係だけではなく、原爆被爆者のデータにより、被曝と「心疾患、脳卒中、消化器系疾患、および呼吸器疾患」との関連も認めている（154 ページ→p150 ページの誤り）。初版では BEIRVII を要約する形で、さらに「造血器系疾患」が加わり、これら 5 つの疾患カテゴリーについて「線量・反応関係」に「統計的に有意な関連が示されている」点に「注目すべき」であると強調されている。（初版 191 ページ） このことと比較すると、『理科・社会』が、どれほど国際的な研究動向から見て後ろ向き非科学的か、被曝被害者の利益を顧慮することが少なく、反対に被曝加害者の免罪に腐心しているように見えるかは明かである。

3「『美味しんぼ』の最大の問題は福島には住めないの扇動」という決めつけ

『理科・社会』70 ページ；

「私は『美味しんぼ』こそが、福島をまともに取材もせず、県民の声も聞かず、科学的な根拠もないままに思い込みによって書き散らしていて、『真実を知らない』のだと考えています」。

このように、児玉氏は自らの思い込みから決めつけて言う。この記述は、津田敏秀氏達の疫学研

究の結果に反している。鼻血は真実なのである。根拠のあることなのである。科学者は人を批判する前に真実を確認しなければならない。

4「どんな放射能がどれだけ出たのか」—福島事故の放射能放出量

（中略）

(1)放出された「放射性物質の種類と量」(72 ページ)

福島原発事故による放射能放出量について『理科・社会』の主張点は、二段構えである。

第 1 には、セシウム 137, ヨウ素 131 の放出量に関して日本政府が発表している明らかに過小評価された数字（以下に検討する）を無批判に受け入れている。

第 2 には、「(政府の INES 評価)レベル 7 の盲点」と称して、政府の「福島事故はチェルノブイリ事故より一桁小さい」という見解を「過大評価」と批判し、それに対置して、事故の規模は、セシウム 137 およびヨウ素 131 ではなくストロンチウムおよびプルトニウムの放出量をベースとして評価すべきであると主張し、ここから福島事故はチェルノブイリ事故に比較して「70 分の 1 から数千分の 1」という極めて小規模の事故であると示唆的に主張している。

（中略）

(2)気象研究書の青山道夫氏（2013 年当時）らが明かにしたもの

福島原発事故による放射性核種の放出量・率の検討について、①大気中への漏出、②汚染水中への漏出、③海水への直接の流出を一体として評価するという方法論を提起している。

（中略）

(3)青山氏らの結果を補正した総放出量—チェルノブイリの 2 倍以上、ネバダ核実験場の爆発出力の約 4 倍

（中略）

（多くの先行研究を比較検討して）以上を計算すると、表 10（173 ページ）の通りとなる。すなわち福島原発事故は、チェルノブイリに比較して、大気中放出量①で比較するとおよそ 3 分の 2 でほぼ同等、福島について大気中①および海水中③を合計すると同等以上、3 つの放出形態を合計すると 4 倍以上になる。政府やマスコミのいう福島原発事故は桁違いに小さい事故であるという評価は全く当たらないのである。

→｛福島発事故による放射能放出量について『理科・社会』の主張は政府発表と国連 UNSCEAR などの報告に依拠していて、政府機関などと独立した評価を比較検討するのが不十分であるので、信頼性が相対的に低いと思う。しかし「放射線被曝の争点」における分析には半定量的な信頼性がより高いと思うが、放出量お直接的測定は不可能など、事柄の複雑性のための確定的評価は困難であろう。｝

（中略）

(4)海洋汚染は「不幸中の幸い」「長期にわたって私たちの生活環境に汚染が残ることはない」という驚くべき見解

（中略）

『理科・社会』73 ページ;

「(福島原発事故による)大気放出量の 7～8 割が海洋に降下・沈着したと評価しています。言い換えれば、陸上には大気放出量の 2～3 割が降下・沈着したことになります。批判を受けることを承

知の上で言えば、これは不幸中の幸いだったと思います。海洋を汚染させたといえ、海洋に降下・沈着した放射性セシウムはやがて海水により希釈拡散され、あるいは海底に沈降することが期待できます。一方、陸土に降下沈着した放射性セシウムは希釈拡散も沈降も期待できず、長期間にわたって私たちの生活環境に汚染が残るからです。」

（中略）

だが、海水に溶け込んだ放射性物質や海水面を漂う（とくに泡の表面に付着して集積する）放射性微粒子が、風による波の飛沫として、低気圧・台風・たつまきなどの上昇気流によりエアロゾルとして、大量に大気中に再飛散する現象は、広く知られている[注 63]

→{残念ながら、[注 63]http://www.mri-jma.go.jp/Dep/ap/ap4lab/aerosol/index.html にはアクセスできなかった}

（中略）

（『理科・社会』の）著者らが「専門家」としてこれらの危険を知らなかったはずがない。（『理科・社会』の）著者たちの見解は、放射性物質による海洋汚染に対する恐るべき無感覚であり、無知によるか意図的な欺瞞かは別としても、海洋の放射能汚染の危険性と重大性を事実上無視し、「不幸中の」という限定を付けたとしても「海洋の汚染は幸い」とする驚くほど厚顔無恥な放射能汚染容認論というほかない。

→{（『理科・社会』の）著者達は「批判を受けることを承知の上で言えば」と記しているので、意図的な欺瞞であることは明白であるとみなすべきかもしれない。}

(5)ストロンチウム、プルトニウムによる汚染は「問題にならない」とするさらに驚愕の見解

（中略）

『理科・社会』の著者たちが放射線被害に対する根拠なき楽観論により、放射能汚染とそれによる被曝を正当化しようとしているもうひとつの例は、福島原発事故によるストロンチウム 90 とプルトニウムの降下量が、過去の核実験による放射性降下物に由来する残存沈着量と比較して「大きな違いはない」ので、「問題にならない」とする議論である(『理科・社会』の 81 ページ、44 ページ)。この際、（『理科・社会』の）著者らは、当然のごとく、核実験による降下物の残存量は「問題にならない」つまり健康影響はないとする前提に立っている。

とくに野口氏は、「執筆者プロフィール」において「原水爆禁止世界大会実行委員会運営委員会代表」と記載されており、核兵器と核実験に反対して闘ってきたはずの人である。その人の口から、このような核実験の残存放射能が「問題にならない」という「核実験容認論」とも取れる発言を聞かされるのは、あまりにも衝撃的である。日本の原水爆禁止運動はいったいどうなってしまったのであろうか。

(6)放射性ヨウ素の放出量について

これまで放射性ヨウ素セシウムの放出量を議論してきたが、放射性ヨウ素は、人体に侵入すると甲状腺に沈着し、がんを引き起こすことがよく知られている。この点から見ても、福島原発事故によるヨウ素の放出量の推計は、事故による健康被害を考えていく上で重要な意味を持っている。

（中略）

東電推計の比率を基に、セシウム 137 について国際的に権威のあるものとされるストールらの推

計によって補正して計算すると、福島原発事故によるヨウ素131の放出量は約2700 PBq(ピコベクレル)となり、チェルノブイリ事故の約1．5倍に達していた可能性が出てくる。

5「除染は無駄なのか」という問題のすりかえ

（中略）

「除染は無駄なのか」という問題提起自体が問題のすりかえである。現実に問題になっているのは、「除染によって安全に生活し居住できる場所にできるか」「除染して20mSvを下回れば安全に帰還できるのか」であり、象徴的に「効果がある」かどうかということではない。

しかも、（『理科・社会』の）著者たちは「除染作業は危険な作業か」という問題提起をしているが、その通り読めば間接的には「危険な作業ではない」ということを示唆している。

だが除染作業は、原発での作業と同様の深刻な被曝労働であり、除染はその裏面としてそれに従事する数万人規模の作業員の追加的な被曝を生み出している。『理科・社会』はこの重く深刻な事実を隠そうとしていると言われても仕方がない。

第3節「『福島の食品は危ない』のか」について

（中略）

「福島の食品は危ないのか」という抽象的な問題提起は、当然、何と比較して評価するか、何を基準として判断するかによって導かれる答えが大きく変わってくる。この場合、以下のような日買う対象あるいは基準が考えられる。

① チェルノブイリ事故時の食品汚染レベル

② 日本政府の賞金の放射線規制基準(含有許容線量)

③ 放射線測定器の検出限界(下限値)

④ 日本の他県の食品の放射線レベル

⑤ 福島原発事故以前の食品の放射線レベル。

同書（『理科・社会』）では、これらのうちで①および②しか検討されておらず、そこから安全であるという結論を導いている。だが、③④⑤との比較がなければ、その評価は一面的で性急であり、初めから結論ありきの議論であると言われても仕方がないであろう。

いま①については保留しよう。チェルノブリ事故の場合と比較して福島の食品は汚染度が少ないという（『理科・社会』の）著者らの主張が仮に正しいと仮定しても、福島の食品の安全証明にはならない事はおのずと明かである。

②の日本政府の食品の放射線規制基準について言えば、（中略）、一般食品についてセシウム137で100Bq/kg というのは、極めて高い水準であり、決して「安全な」水準とは言えない。

（中略）

ドイツ放射線防護協会は、（中略）、食品の規制基準として子供・青少年について 4Bq/kg、成人については8Bq/kgを推奨している。

③の測定器の検出限界について言えば、仮にその食品が検査で検出限界以下であったとしても、決して「安全」と言うことにはならない。（『理科・社会』の）著者たちは、もっぱら日本生活協同組合連合会(生協連)による実際の食事の放射線測定の結果、福島県100家族中2家族でしか放射性セシウムが検出されなかった事実に依拠している。

→{『理科・社会』の 120－121 ページには、「福島県 100 家族中 2 家族」とは記されていなように思われる。2011 年 11 月－2012 年 3 月までに、250 家族中 11 家族、2012 年 5～9 月までに、334 家族中 3 家族という記述はあるが。}

生協連の検出下限値はセシウム 137 で 1Bq/kg 程度と推測される。だが、(『理科・社会』の)同じ表の別の箇所には、ほぼ同時期に行われた福島県の調査で 78 家族中 58 家族で検出されたというデータが引用されている(121 ページの表 8)。(『理科・社会』の著者たち)彼らの「安全」という結論は、この点だけからも、あまりにも性急である。

→{『理科・社会』の 121 ページの表 8 のある欄には、2012 年 6 月から区別された各期毎に、放射性セシウムが検出されたのは以下のとおりとして、第 1 期 26 家族、第 2 期 56 家族、第 3 期 58 家族、第 4 期 50 家族、と記されている。}

一般に広く使われている測定機器(簡易型以外)の検出下限は、セシウム 137 についてカタログ上およそ 7～8Bq/kg 程度である。

(中略)

④については、韓国、台湾、香港、シンガポール、アメリカ、EU、ロシア、中国など世界各国が、現実に、日本のうち福島県およびその他汚染度が激しい諸県産の農産物の輸入禁止ないし規制してきたという事実がある。福島および汚染度が高い各県の食品が「危険である」ことは、一連の諸国政府によりいわば国際的に認定されているのである。

(中略)

⑤ について、(『理科・社会』の)著者たちの対応は驚くべきものである。事故以前に比較して福島をはじめ日本全体の食品が危険になっていることは、疑う事ができない事実であり、誰も否定できない。

(中略)

1「福島の食品検査体制と検査結果—食品の基準値をめぐって」

(中略)

『理科・社会』104 ページ:

「一般寺の占領限度は 1mSvであるのに、(一般食品で 500 Bq/kg とした)暫定規制値は年 5mSVの内部被曝まで認めていると批判する火ちびとがいました.確かに平常時における一般人の線量限度の国際勧告値は年 1mSv ですが、放射性物質の大規模な大気放出が起っている緊急時に、平常時における国際勧告値の達成を政府に要求するのは酷な話です。(中略)」

人間の放射線に対する抵抗力が緊急時だからといって高まるわけではない。基準を緩和することによって被曝低減の努力が弱められる。(中略)

妊婦や幼児に対する配慮もなく暫定基準の 5mSvを認めるのは基本的人権の侵害である。

(『理科・社会』の)著者らのいう「緊急時」とは、いったいいつまでのことを想定しているのであろうか。(中略)

2「安全な食のための方策」について

（中略）
（『理科・社会』の）著者ら見落としている重要な点が 2 つある。1つは、放射線基準を超える食品が発見された場合、それを基準をこえない食品と混ぜて、放射線濃度を希釈して出荷すれば、基準をクリアーすることになるであろうが、集団線量的にはその放射線被曝による危険性は変わらないと言う点である。（中略）
もう一つは、食品の放射能汚染が、健康被害として消費者に及ぶだけではなく、放射能汚染が明らかになった場合に農業者・漁業者などの生産者に現実の経済的損害として打撃を与える制度になっているという点である。
（中略）
（1）内部被曝と外部被曝、カリウム40被曝量との比較
『理科・社会』118ページ；
「実際の内部被曝量は年5mSvより遙かにに低いレベルにあることを多くの専門家は早くから知っていました。福島県であれ東北地方や関東地方であれ、外部被曝の方が内部被曝よりはるかに高いレベルにあると2011年当時から私も講演の中で繰り返し強調していました」。

ICRP の言う実効線量当量はシーベルトでの比較であり、内部被曝の評価において臓器を一様な物質で置き換えて評価しているため内部被曝の基準としては信頼できない。
（中略）
→{（1）項のみで（2）項以下はない。}

3 体内被爆者のがん発生率(放射線影響研究所ホームページより)

4 遺伝的影響における原爆と原発事故の本質的な相違、それを同一視する方法上の誤り

第 4 節「福島の今とこれから」について
1 被曝線量はチェルノブイリに比べて「はるかに少ない」という主張

2 モニタリングポストやガラスバッジの過小検出はないという主張

3「県民健康調査で何がわかったか」(『理科・社会』151 ページ)―「福島で見つかっている小児甲状腺がんは放射線被曝に起因するものではない」という主張

（1）
（2）
（3）

（4）
（5）
（6）

4「がんになる人が目に見えて増えることはない」という主張について

5『理科・社会』は政府・環境省専門家会議「中間とりまとめ 0 と基本的に同じ立場に立っている

6 健康影響は現実に「目に見える」形ですでに現れている

7 健康被害は調査は住民の「恐怖を過度にあおる」ことになるか
(1)リスクコミュニケーション論からの批判
(2)著者たちの主張が実現したら何が起るか？
（中略）
・だが「確率的影響」という言葉は一種の婉曲表現（ユーフェミズム、）であって、実際には「確率的な死」である。
（中略）
p..214:;
　広島原爆数百発分（日本政府発表でもセシウム 137 換算 168 発分）の「死の灰」をばらまいた福島原発事故の「目に見える」健康影響が「ない」ことにされれば、日本と世界で人々の放射能アレルギーが払拭されれば、核戦争への「閾値」もまた低下するであろう。途上国への原発輸出は、核技術の拡散を通じて、核兵器の広範な拡散つながる危険性があり、そうなれば核戦争の危険は、既存の核大国間の世界的勢力圏の再分割をめぐる対立激化を通じて、新たな核保有国の増加と対立抗争通じても、世界中で拡大し深刻化するするであろう。
（中略）
「理科・社会」の著者たちの主張は、知ってか知らずか、その論理を客観的に展開して行けば、このような核・原発事故と核戦争と放射線被曝による世界的な核破局を近づけ促す結果を導くであろう。

第 5 節「原発住民運動と放射線問題」―その根本問題と運動の権威と名誉を著しく傷つける発言について

1 被曝の問題では原発推進勢力と「科学的見解を共有する」という見解

2 脱原発運動をめぐる現下の根本問題

3 福島県住民による『理科・社会』的見解への厳しい批判とそれへの清水氏の反論—脱原発運動が「奇形児の誕生を待ち望むような傾向」をもっているという暴言について

4「理科・社会」的傾向の客観的な社会的性格－国際原子力推進勢力への屈服

p.227:

・著者たちが、「美味しんぼ」攻撃で、安倍首相（当時）や政府・環境省との事実上の「共闘関係」に入ったことは、いまでは「目に見える」事実である

・著者たちのうち 2 人は、行政側に選ばれて原子力行政乃武の一定の重要ポスト（「福島県民健康調査検討委員会」の「副座長」、（福島原発）事後に「福島大学客員教授」「福島県本宮市放射能健康リスク管理アドバイサー」）を与えられたこともまた、「目に見える」事実である。

・著者たちが「理科・社会」において展開している見解は、客観的に、自分たちもまた被曝被害の隠蔽に加担し有責となったといわれても仕方ない立場となった。

p.228：[「自主・民主・公開の三原則の下での原子力の平和利用という要求の根本的欠陥」]

・戦後日本の反核運動、科学者運動の主流は、福島原発事故まで一貫して、「平和・自主・民主・公開・安全の原則の下での原子力の研究・開発・利用の推進」を掲げてきた。

←{「自主・民主・公開」が原子力平和利用三原則とよばれてきたが、安全は前提とされてきた。本著者らは明示していないが、「科学者運動の主流」の中には、JSA も含まれると思われる。さらに、日本原水協などの原子力政策もほぼ同様であったかもしれない。}

それは

（1）核武装準備ではなく平和目的の、

（2）アメリカに依存・従属せず日本独自に進める、

(3)独裁的にではなく、民主主義的に行われる、

(4)秘密主義を排して広く国民公開された、

(5)安全で事故を起こさない、

という条件付きで原発の推進を要求するものであった。

・それは平和と民主主義を目指す科学者の運動の破産を示す象徴的なスローガンとなった。

・これは、路線的には、「動揺」を表現するものである。

原発の積極的推進でもないが、徹底した原発反対でもない。前者に対しては「平和・自主・民主・公開・安全」の条件を付けて対抗し、後者に対しては原子力「平和」利用の可能性を対置して対抗する。

・「理科・社会」の共著者、野口邦和氏が、チェルノブイリ原発事故後に書いた論文（「デタラメだらけの広瀬隆『危険な話』」『文藝春秋』1988 年 8 月号）から該当箇所引用：

この文章は、野口氏がチェルノブイリ原発事故の後になってもなお、決して原発の全廃の立場た

って折らず、上記の中間派的で動揺的な基本的な立場たっていることを示している。

・こうして野口氏の当時の論文は、原発の危険を公然と訴えた著作（野口氏は「反原発の聖書」とさえ書いている）を口汚く非難することによって、民主的で進歩的な人々の中で「反原発に反対」「原発の危険をいうのは危険」とする雰囲気や気運を自ら先導して醸成しようとしたといわざるをえない。

←{評者は JSA 会員 3 人による共著論文「チェルノブイリ原発事故の警告－日本の 原発だけが「安全」か－」日本の科学者」（1986 年（昭和 61 年）12 月）を公表し、原発の潜在的危険性が原発の種類によらないであろうことを主張したつもりであった。しかし、2011 年の福島第一原発事故直後から、共著者のひとり（中原純氏、ペンネーム）が交流を断絶した。さらに、当時の JSA 全体としては、野口氏の論文について慎重意見は必ずしもでていなかったかもしれない。}

・もちろん仮に広瀬氏の見解に一面化や部分的な誤りが含まれていたとしても、原発の危険性を真正面から訴えた功績は広瀬氏側にある。

←{故吉岡斉氏（九州大学教授）もほぼ同様の評価をしていた。}

・だから、もし野口氏の批判が違った形で然るべく行われていれば、より多くの人々が、原発の危険をより早くより正確に理解し、反原発の闘いにより意識的に立ち上がったであろうことは疑いえない。

・上記の 5 つの原則は、最初の 4 つについては資本主義・帝国主義の下では実現不可能な条件であり、最後の 1 つ（安全）については体制の如何にかかわらず科学的に本来ありえない条件を要求するものであった。すなわち、上記の基本要求は、実現不可能な条件のついた推進論であり、「原則」「条件」の方に重点を置くか「推進」「利用」の方に重点を置くかによって、徹底した原発反対から欺瞞的な迎合的な積極荷担にいたるまで、いろいろな形での玉虫色の解釈が可能であった。

・原発は、（中略）原発従業員と立地点周辺に止まらない広範囲の住民に被曝による健康障害や確率的な死を強要し、彼らの基本的人権—健康な生活を送り生命を維持するという人間にもっとも基本的な生存権・人格権—と根本的に相容れない。上記の規定にはこの肝心な視点が欠けていた。この人権擁護の原則的立場を貫徹できなかった誤りは、原爆の被爆の犠牲を経験した日本においては、一層厳しく批判されるべきである。